

ID: 27

担当部署: 町民環境課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	柴田町手数料条例 第2条
例規番号	平成12年条例第5号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。 (種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円(多機能端末機(柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年柴田町条例第23条)第15条第3項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。)による交付の場合は350円)</p> <p>(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円</p> <p>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円</p> <p>(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 450円</p> <p>(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円</p> <p>(7) 優良宅地造成の認定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 86,000円</p> <p>(8) 優良宅地新築の認定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき</p> <p>ア 床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 6,200円</p> <p>イ 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 8,600円</p> <p>ウ 床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 13,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 35,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。 43,000円</p> <p>(9) 良質住宅新築の認定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき</p> <p>ア 床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 6,200円</p> <p>イ 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 8,600円</p> <p>ウ 床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。 13,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 35,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。 43,000円</p> <p>(10) 一般公共用自転車駐車場の認定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 5,500円</p>	

- (11) 住宅用家屋の証明の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 1,300円
- (12) 犬の登録手数料 1頭につき 3,000円
- (13) 犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき 550円
- (14) 犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき 1,600円
- (15) 犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 1頭につき 340円
- (16) 鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円
- (17) 課税に関する証明書の交付手数料 1件につき 350円(用紙1枚をもって1件とし、多機能端末機による交付の場合は250円)
- (18) 固定資産に関する証明書の交付手数料 1件につき 350円(用紙1枚をもって1件とする。)
- (19) 固定資産課税台帳等の閲覧手数料 1件につき 350円(1冊は1枚をもって1件とする。)
- (20) 公簿、公文書又は図面の写しの交付手数料 1件につき 350円
- (21) 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料 1件につき 350円
- (22) 住民基本台帳の閲覧手数料 1件につき 350円(1行政区をもって1件とする。)
- (23) 住民票(除かれた住民票を含む。)の写しの交付手数料 1通につき 350円(多機能端末機による交付の場合は250円)
- (24) 住民票の記載事項に関する証明書の交付手数料 1通につき 350円
- (25) 広域交付住民票の写しの交付手数料 1通につき 350円
- (26) 戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む。)の写しの交付手数料 1通につき 350円(多機能端末機による交付の場合は250円)
- (27) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 350円
- (28) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 350円(多機能端末機による交付の場合は250円)
- (29) 身分証明書の交付手数料 1通につき 350円
- (30) 地籍調査成果に基づく集成図の交付手数料 1枚につき 1,000円
- (31) 地籍調査成果に基づく集成図以外の図面等の交付手数料 1枚につき 300円
- (32) その他諸証明書の交付手数料 1件につき 350円
- (33) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による提出書類等の写し等の交付手数料 用紙に複写し、又は出力したものの1面につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、1面につき60円)

備考

設定年月日

令和3年12月28日

最終変更年月日

年 月 日